

## 多摩市総合計画審議会の市民委員公募・選考要領

(趣旨)

第 1 この要領は、多摩市総合計画審議会の公募市民委員・選出事務取扱要綱（平成 21 年 3 月 13 日多摩市告示第 85 号）に基づく、市民委員を公募するにあたり、選考の方法、基準、その他必要な事項について定めるものとする。

(公募の方法)

第 2 募集周知は、たま広報（令和 8 年 5 月 20 日号）及び、多摩市公式ホームページにより行う。

2 公募期間は、令和 8 年 5 月 20 日から令和 8 年 6 月 17 日までとする。

3 募集する人数は、2 人以内とする。

4 応募の際に提出する小論文は 800 字程度とし、テーマは、「市民目線からの将来都市像の実現に向けた課題と対応策について」とする。

(資格審査・採点手順)

第 3 提出された応募書類については、予め事務局で資格審査を行う。

2 資格審査後に、選考委員により採点基準に基づき採点を行う。

3 採点の際は応募者の氏名等は明示せず、任意の番号を付し採点する。

(選考委員)

第 4 選考委員は、企画政策部長を委員長とし、健幸まちづくり担当部長、企画課長、行政管理課長、広報担当課長をもって構成する。

(選考基準)

第 5 提出された小論文については、選考委員が以下の採点基準により項目別に審査を行い、合計点が 90 点以上の者を市民委員候補者とする。

### 【評価基準】

- (1) 委員への思い : 多摩市総合計画審議会の市民委員として、まちづくりに参画していくという思いが感じられるか。
- (2) 文章の伝達性 : 誤字・脱字がなく、わかりやすいか。
- (3) 文章の構成力 : 小論文として論理的な展開となっているか。
- (4) 内容の具体性 : 多摩市の特性や課題等を踏まえ、具体的なまちづくりの視点が入っているか。
- (5) 内容のバランス : 視点に偏りがなく、行政、市民、双方の視点のバランスが取れているか。
- (6) 内容の説得力 : 内容に説得力があるか。

**【採点】**

- (1) 特に良い：5点
- (2) 良い：4点
- (3) 普通：3点
- (4) もう少し：1点

2 市民委員候補者の中から、年齢、性別、住所地等の均衡が保たれるように、総合的に判断して、市民委員を選出する。

(選考結果の報告)

第6 委員長は、市民委員選考後、速やかに選考の結果を、書面により市長に報告するものとする。